

防府市大平園・愛光園・なかよし園  
建替え基本構想

## 1 策定の目的

「防府市大平園」「防府市愛光園」「防府市なかよし園」では、障害者の日常生活及び社会生活を支援するため、障害福祉サービスを提供しています。

これら3施設については、その敷地が急傾斜地や土砂災害の特別警戒区域にかかっていることや、現行の施設の基準を満たせていないことなど、利用者の安全・安心を確保し、入所者の生活環境を快適なものに改善するための建替えを行うことが求められています。

これらの課題を解決できるよう、この基本構想において、建替えにあたっての基本的な考え方をまとめます。

## 2 現状と課題

建替えを検討している「防府市愛光園」は昭和54年3月、「防府市大平園」は昭和55年3月、また「防府市なかよし園」は平成7年12月に、それぞれ現在地に現有施設を設置しました。各施設の現状と課題について、以下に示します。

### (1) 3園共通

#### ① 現状と課題

- ア 敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に該当する。
- イ 敷地内(大平園と愛光園の間)の傾斜地が急傾斜地特別警戒区域に該当する。
- ウ 各施設ともに建設から年数が経過しており、老朽化した建物の更新やバリアフリー化が必要である。
- エ 各施設において台風などの災害に備えた停電対策が行われていない。
- オ 施設が市の中心部から離れており、地域によっては通所サービスの送迎に時間を要する。

### (2) 防府市大平園

昭和55年4月、知的障害者を入所させ、保護し、必要な指導及び訓練を行い、可能な限り社会的自立を目指す生活の場として開設しました。

#### ① 設置根拠

防府市障害者支援施設設置及び管理条例

(昭和55年3月25日 条例第23号 昭和55年4月1日施行)

#### ② 業務内容

##### ア 施設入所支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第10項に規定される「施設入所支援」。その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

##### イ 生活介護

障害者総合支援法第5条第7項に規定される「生活介護」。常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、

排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

ウ 短期入所

障害者総合支援法第5条第8項に規定される「短期入所」。居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

③ 施設概要

施設の所在地	防府市大字牟礼10114番地の1
土地の状況	3,606.97㎡(市有地)
建物の面積	1,169.02㎡
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
開設年月日	昭和55年4月1日
耐用年数	47年
建設後経過年数	42年
定員	施設入所支援、生活介護40人 (男性20人、女性20人)
	短期入所 8人(男性 4人、女性 4人)

④ 課題

- ア 居室が建設当時の施設基準(3.3㎡/人)のみであり、現在の施設基準(9.9㎡/人)を大きく下回っている。
- イ バリアフリーに対応しておらず、トイレや風呂をはじめ施設内外において入所者の日常生活の妨げとなっている。
- ウ 短期入所の機能の充実が必要である。
- エ 共生型地域交流施設の機能として、地域交流スペースが必要である。

(3) 防府市愛光園

昭和54年4月、在宅の知的障害者の通所による生活指導、作業訓練を実施し、自立と社会適応能力の促進を図るとともに、一般就労が困難な障害者の生産生活の場とすることを目的に開設しました。

① 設置根拠

防府市障害者就労支援施設設置及び管理条例

(昭和54年3月27日 条例第21号 昭和54年4月1日施行)

② 業務内容

ア 生活介護

障害者総合支援法第5条第7項に規定される「生活介護」。常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

イ 就労移行支援

障害者総合支援法第5条第13項に規定される「就労移行支援」。就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

ウ 就労継続支援（B型）

障害者総合支援法第5条第14項に規定される「就労継続支援」。通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

③ 施設概要

施設の所在地	防府市大字牟礼10084番地の1	
土地の状況	14,744.73㎡(市有地)	
建物の面積	1,777.80㎡	
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造 平屋建	
開設年月日	昭和54年4月1日	
耐用年数	47年	
建設後経過年数	43年	
定員	生活介護	12人
	就労移行支援	6人
	就労継続支援（B型）	42人

#### ④ 課題

- ア 建物が耐震性に乏しい。
- イ 就労支援において、農福連携を推進するための農作業場が必要である。
- ウ 発達障害などのある利用者が、心を落ち着かせるための、カームダウン（クールダウン）スペースが必要である。

#### (4) 防府市なかよし園

昭和55年4月、就学前の心身障害児のための指導及び訓練を行い、在宅心身障害児の福祉の充実を図ることを目的に開設しました。また、平成29年4月からは地域の中核的な療育支援施設と位置付けられる「児童発達支援センター」に移行しました。

##### ① 設置根拠

防府市児童発達支援センター設置及び管理条例

(昭和55年3月25日 条例第24号 昭和55年4月1日施行)

##### ② 業務内容

###### ア 児童発達支援

児童福祉法第6条の2の2第2項に規定される「児童発達支援」。障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

###### イ 放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項に規定される「放課後等デイサービス」。学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

###### ウ 保育所等訪問支援

児童福祉法第6条の2の2第6項に規定される「保育所等訪問支援」。保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援そ

の他の便宜を供与します。

③ 施設概要

施設の所在地	防府市大字牟礼10084番地の1
土地の状況	14,744.73㎡(愛光園内)
建物の面積	183.52㎡(平成7年12月施設更新、平成28年5月12日増築工事完了)
構造	木造 平屋建(平成7年12月12日竣工)
開設年月日	昭和55年4月1日
耐用年数	22年
建設後経過年数	27年
定員	児童発達支援 20人
	放課後等デイサービス 10人
	保育所等訪問支援 なし

④ 課題

ア 児童発達支援センターについては、山口県において、児童発達支援の定員は30人が適当とされており、相談機能も有していないことから、これを満たす必要がある。

イ 療育の特性から、個室による指導が必要とされているが、当該個室がない。

ウ 発達障害などのある利用者が、心を落ち着かせるための、カームダウン(クールダウン)スペースが必要である。

エ ゆとりある療育を実現するため、十分な面積の園庭と、みんなで遊べるインクルーシブ遊具の設置が求められる。

### 3 整備予定地

現施設において、最も重要な課題は「土砂災害特別警戒区域や急傾斜地特別警戒区域に含まれているため、防災上、安全とはいえないこと」、「施設が現行の基準を満たしていないため、入所者が劣悪な環境で過ごしていること」です。

これを解消するためには、1日も早く、防災上の危険を取り除き、基準を満たした快適な生活環境を有した施設とすることが求められます。

そうした中で、大平園の山手側に県が砂防堰堤を近年中に建設する予定であり、その完成により現在地が該当している土砂災害特別警戒区域が解消されることとなったため、現在地も含めて建替えの候補地を検討した結果、次の理由から現在地で建て替えることとします。

理由① 現在、土砂災害特別警戒区域の一部となっている現在地であっても、県が建設を予定している砂防堰堤の完成により土砂災害特別警戒区域に該当しなくなる。

理由② 急傾斜地についても、整地をすることにより特別警戒区域に該当しなくなる。

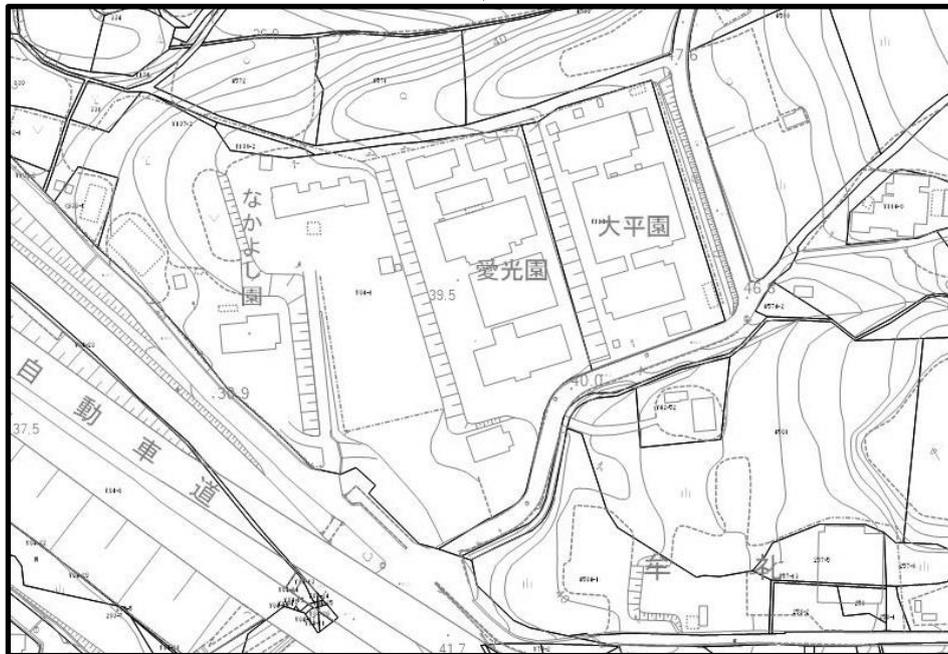
理由③ 障害者福祉施設の建設は地元の理解を得るために非常に長い時間を要することが懸念されるが、現在地では既に地域との良好な関係が構築されている。

理由④ 入所者や利用者にとっては、場所を移転することは精神的負担が大きく、また、地元のお祭りなどへの馴染みもある。

理由⑤ 市の中心部から離れた現在地であっても、環状一号線や農道牟礼小野線が近年中に完成予定であるため、市内全域からのアクセスが向上し利便性が増す。

整備予定地は、現在地（防府市大字牟礼10084番地の1、同10114番地の1）とします。

【建設予定地位置図】



## 4 整備方針

施設の建替えの目的は、災害時の入所者の安全の確保、劣悪な入所者の生活環境の改善、また近年において重要度が増している新たなる課題、地域共生社会を実現するための拠点施設としての機能を付け加えた3点とします。

これらを実現するため、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地特別警戒区域の解消及び回避、快適な生活環境の整備、複合施設としての建設及び地域交流スペースの設置は必須です。

これから策定する基本計画の中では、「2 現状と課題」で示した検討項目も含め、これらの対策を次のとおり盛り込んでいきます。

### (1) 3園共通

ア 現在の土砂災害特別警戒区域にかからないように施設を配置し、山手側からの土砂災害に備え、敷地内の施設の配置を検討するとともに万一の場合にも土砂を受け流すような擁壁の設置や、施設や基礎を強固な構造とするなど、外部からの土砂の流入に強い施設とする。

イ 万一、土砂が擁壁を乗り越えた場合でも入所者や利用者が災害に巻き込まれることがないように、堅牢なものとし、3園の複合施設とし、2階以上の部分を設けて垂直避難を可能とする。

ウ 津波や高潮など、土砂災害以外の災害発生のおそれがある場合に福祉避難所として開設できるような地域交流スペースを設置し、敷地内で一時的に屋外での避難生活ができるよう、キャンプ等が張れる園庭等のスペースを設ける。

エ 敷地内（大平園と愛光園の間）の急傾斜地を造成等を行うことにより、急傾斜地特別警戒区域を解消し、災害の発生可能性を低減させる。

オ 台風等による停電により、施設での生活に支障が出ないように、自家発電装置を設置するほか、各施設に地球温暖化対策として太陽光発電装置を設置する。

カ 災害発生に備え、施設における避難確保計画を見直し、防災対策を強化する。

### (2) 防府市大平園

ア 居室の広さ等、快適な生活環境を有する施設とする。

イ 障害の程度に関係なく日常生活を営めるよう、バリアフリーに対応する。

ウ 緊急時に障害者のほか、高齢者や子どものシェルターとして対応できるよう短期入所の機能を強化する。

エ 共生型地域交流施設の役割を果たせるよう、地域交流スペースを設ける。

(3) 防府市愛光園

ア 建替えにより耐震性のある施設とする。

イ 農福連携を推進するため、施設に農作業場を設置する。

ウ 利用者が落ち着きを取り戻すためのカームダウンスペースを設置する。

(4) 防府市なかよし園

ア 児童発達支援サービスの定員を30人とする。

イ 相談機能を持たせることで市の児童発達支援センターの役割を十分に果たせる施設とする。

ウ 療育の特性に対応するため、個別指導できる個室を設置する。

エ 利用者が落ち着きを取り戻すためのカームダウンスペースを設置する。

オ アによる増員に対応した広さを持つ園庭とし、障害のあるなしに関わらず、園児や家族、地域の子どもたちがみんなで仲良く遊べるようインクルーシブ遊具を園庭に設置する。

## 5 整備スケジュール

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
候補地選定						
基本構想						
基本計画						
基本設計						
実施設計						
工事 (造成・建設)						